≪月刊『タックスニュース』10 月号≫

第 35 回　～個人番号（マイナンバー）制度導入に向けて～

個人番号（マイナンバー）制度が平成 28 年 1 月度から導入されますが、日本年金機構ではその導入に向けて、個人番号に変換される住民票コードを基礎年金番号に収録する取り組みを進めており、平成 26 年 10 月以降に社会保険手続きを行う場合は注意が必要です。

① 新たに社会保険資格を取得する場合

平成 26 年 10 月から社会保険資格取得時の本人確認事務が変更となります。

平成 26 年 9 月以前は、資格取得届に基礎年金番号が未記入の場合は、運転免許証等で確認を行い、「運転免許証で確認」と備考欄に記入することになっていました。10 月からは、運転免許証等で本人確認を行った上で、被保険者住所欄に住民票上の住所を記入する必要があります。住民票上の住所以外に郵便物が届く住所がある場合は、被保険者住所欄に郵便物が届く住所を記入、備考欄に住民票上の住所を記入してください。

住民票上の住所を基に日本年金機構が住民基本台帳ネットワークシステムへ本人照会をし、基礎年金番号を案内することになりますが、備考欄に記入された住民票上の住所から本人確認ができない場合は、資格取得届は一旦返却され、健康保険証の交付もされません。

基礎年金番号が確認できる場合は、資格取得届に基礎年金番号を記入すれば、住民票上の住所等の記載は不要です。

② 従業員宛に送付される「住民票上の住所（住民票コード）登録申出書」

既に被保険者資格を取得している人も住民票の住所確認が行われることになっており、平成 26 年 11 月に日本年金機構から従業員宛に「住民票の住所（住民票コード）登録申出書」が直接送付されることになっています。

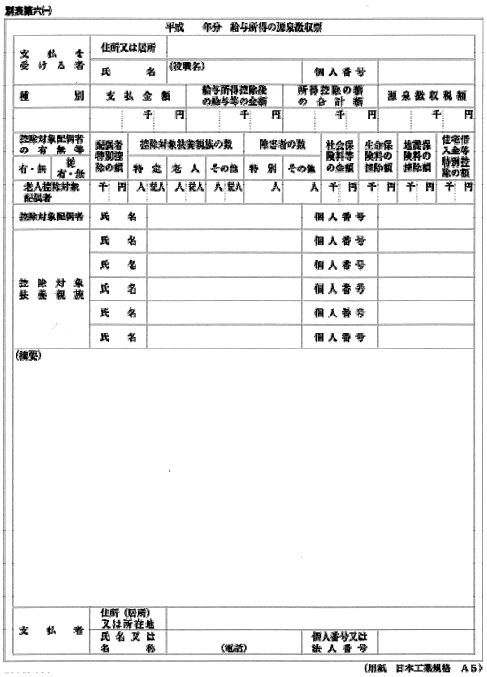
別表第六(一)

平成　年分　給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所				
	氏名	(役職名)		個人番号	
種別	支払金額	給与所得控除後の給与等の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
	千円	千円	千円	千円	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数	障害者の数	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
有・無 / 従たる者・無		特定 / 老人 / その他	特別 / その他				
老人控除対象配偶者	千円	人 従人 / 人 従人 / 人 従人	人 / 人	千円	千円	千円	千円
控除対象配偶者	氏名			個人番号	
控除対象扶養親族	氏名			個人番号	
	氏名			個人番号	
	氏名			個人番号	
	氏名			個人番号	
	氏名			個人番号	
(摘要)					
支払者	住所(居所)又は所在地				
	氏名又は名称	(電話)		個人番号又は法人番号	

(用紙　日本工業規格　A5)

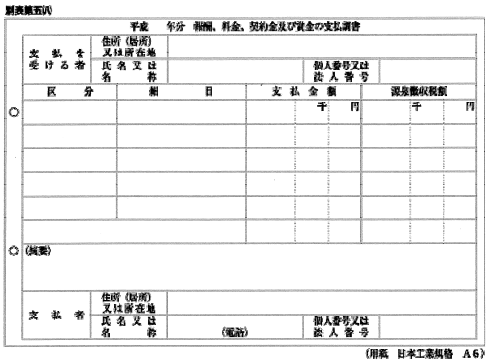
別表第五(八)

平成　年分　報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は名称		個人番号又は法人番号	
区分	細目	支払金額	源泉徴収税額	
○		千円	千円	
○ (摘要)				
支払者	住所(居所)又は所在地			
	氏名又は名称	(電話)	個人番号又は法人番号	

(用紙　日本工業規格　A6)

個人番号（マイナンバー制）制度導入に向けて、平成 28 年 1 月から給与所得の源泉徴収票等も様式が変更される予定です。

支払いを受ける者や控除対象配偶者・扶養親族の個人番号記載欄が新設され、様式も現行の A6 から A5 へと変わります。

（文責　丸山　博子）

北野会計事務所　〒540-0012　大阪市中央区谷町２丁目８番１号大手前Ｍ２ビル７Ｆ
TEL：06-6944-7277　FAX：06-6945-9498　WEB：http://kitano-acc.net/